

被災された方のための 生活支援情報

第61号
平成27年9月30日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

防災集団移転先団地における住宅用地 を移転対象以外の被災者に分譲します

申し込み資格や宅地の場所等について、詳しくは事業計画課で配布する募集要項をご覧ください。市ホームページでご確認ください。

◆申込資格＝平成23年3月11日時点において、本市の区域内に住所を有し、かつ居住していた持家または借家が(a)(b)のいずれかに該当すること(a)東日本大震災により全壊、全焼、全流失、または大規模半壊した(b)東日本大震災により半壊し、その住宅を取り壊した、または、取り壊すことが確実である（このほかにも要件があります）

◆申込受付日時＝10月15日(木)～10月27日(火)10:00～17:00 ※平日のみ

◆受付会場＝市役所本庁舎5階復興事業局第三会議室

◆抽選日時＝11月6日(金)14:30～

◆抽選会場＝市役所上杉分庁舎6階会議室

問い合わせ 事業計画課 ☎214・8805

女性のためのアサーティブコミュニケーション講座—「気持ちを伝える」を体験しよう

自分も相手も尊重しながら率直に気持ちを伝えるための講座です。

◆日時＝10月31日(土)・11月1日(日)13:30～16:30 (全2回)

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆定員＝15人〔先着〕

◆託児あり（要申し込み）

申し込み 10月6日から電話でエル・ソーラ仙台 ☎268・8302

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約90万円（建築・購入時））の給付が受けられる制度です。（被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率5%で建築・購入あるいは補修を行った場合は対象になりませんのでご注意ください）

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

日時		会場
10/9(金)・10(土)	10:00～18:00	宮城復興局会議室（青葉区一番町4-6-1仙台第一生命タワービル13階）
10/23(金)・24(土)	10:00～17:00	エル・パーク仙台スタジオホール

問い合わせ 事務局 ☎0120・250・460(9:00～17:00)

福島原発事故による損害賠償請求研修会・個別相談会

◆日時＝10月22日(木)13:00～16:30

◆会場＝宮城県仙台合同庁舎（青葉区堤通雨宮町4-17）

◆対象＝宮城県内の個人、法人、個人事業者等

◆当日は個別相談会も開催します。詳しくはお問い合わせください

申し込み 電話で宮城県原子力安全対策課 ☎211・2340から申込書入手して10月16日までに

問い合わせ 防災計画課 ☎214・3108

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

津波避難訓練を実施します

11月1日(日)に、津波避難訓練を実施します。訓練は、午前8時半に東日本大震災と同規模の地震が発生し、沿岸部に7メートルの津波が到達するという想定で行います。

8時33分頃から、大津波警報発表を想定した津波広報訓練を行います。仙台市東部76か所の津内情報伝達システム屋外拡声装置や、「緊急速報メール」、広報車両、ラジオなどにより情報を伝えます。

津波避難エリアにお住まいの方やお勤めの方は津波広報を確認したら、「津波からの避難の手引き」を参考に、津波避難エリア外、もしくは、最寄りの指定避難所や緊急一時避難場所などへの避難にご協力をお願いします。

◆日時＝11月1日(日)8:30～9:15

◆会場＝津波避難エリアおよびエリア周辺の小・中学校20校、高砂市民センター、緊急一時避難場所、津波避難ビル、津波避難場所(仙台東部道路避難階段など)

※屋外拡声装置からの広報は大音量になりますので、あらかじめご了承ください

■携帯電話・スマートフォンへ「緊急速報メール」を一斉送信します

午前8時33分頃、仙台市内で対象機種の携帯電話等をお持ちの方に、緊急速報メールを一斉送信します。防災について考え、行動する機会としましょう。対象機種や設定方法については、各携帯電話会社へお問い合わせください。

※緊急速報メールが届くと、携帯電話・スマートフォンが鳴動しますので、予めご了承ください(緊急地震速報の音とは異なります)

問い合わせ 減災推進課 ☎214・3049

シングルマザーのための就労応援 オフィス 「Office2010パソコン中級講座」

ワード エクセル パワーポイント
Word、Excelの応用、Power Pointの基礎を学び、さらにスキルアップしたい方のための講座です。

◆日時＝10月28日(水)～10月30日(金)10:00～15:30(全

3日)

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆費用＝テキスト代2,160円

◆講師＝富士通エフ・オー・エム株式会社東北支社

◆対象＝市内にお住まいの母子家庭の母または寡婦の方20人〔抽選〕(全日程参加できる方)

◆託児あり(6カ月～未就学児。要申し込み)

申し込み エル・ソーラ仙台などで配布する申込書で10月9日(必着)までに

申し込み・問い合わせ 仙台市母子家庭相談支援センター ☎212・4322

女性への暴力相談電話

DVや性暴力などあらゆる暴力に悩む女性からの相談に応じます。

◆相談ダイヤル ☎268・5145

◆日時＝月・水～金曜日9:00～17:00、火曜日9:00～19:00(祝休日、年末年始を除く)

生活困りごとと、こころの健康相談会

さまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます。

◆日時＝10月13日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館(青葉区春日町8-1)

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会 ☎263・6755 (9:00～17:00)

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

電話による消費生活特別相談

消費生活トラブルや多重債務に関する相談を、弁護士・司法書士・消費生活相談員が電話で受け付けます(1人30分まで)。予約不要です。

◆日時＝10月18日(日)10:00～16:00

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

◆相談ダイヤル＝☎212・3110

問い合わせ 消費生活センター ☎268・7040

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室 ☎214・8559までご連絡ください。